

都市計画丸ヶ内地区計画を次のように決定する

名 称		丸ヶ内地区地区計画
位 置		鞍手町大字中山、新北の一部
面 積		約 4.0 ha
地区計画の目標		本地区は、鞍手インターチェンジや北九鞍手夢大橋の供用開始に伴い、周辺市町へのアクセス性が向上した地区である。このような地理的な好条件を生かし、雇用の創出を目的に企業誘致を進めるとともに、周囲の住環境の保全並びに騒音等の防止に努め、周辺の良い環境との調和を目指すものとする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区は、鞍手インターチェンジに近く、広域へのアクセス性が良いことから、軽工業や流通関係の施設等の立地を促す新たな産業用地として工場等の立地を見据えた一体的な土地利用を図る。
	建築物の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周囲の住環境の保全及び騒音等の防止に努め、周辺環境との調和を図るため、必要な制限等を定める。
地区整備計画に関する事項	建築物等に 建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 兼用住宅 3 共同住宅、寄宿舍及び下宿（当該区域内で業務に従事する者の居住の用に供するものを除く。） 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 7 の 3 で定めるもの 7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² を超えるもの
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、5.0m以上でなければならない。

地区整備計画で定める制限の取扱いは、上記のほか別に条例で定めるものとする。

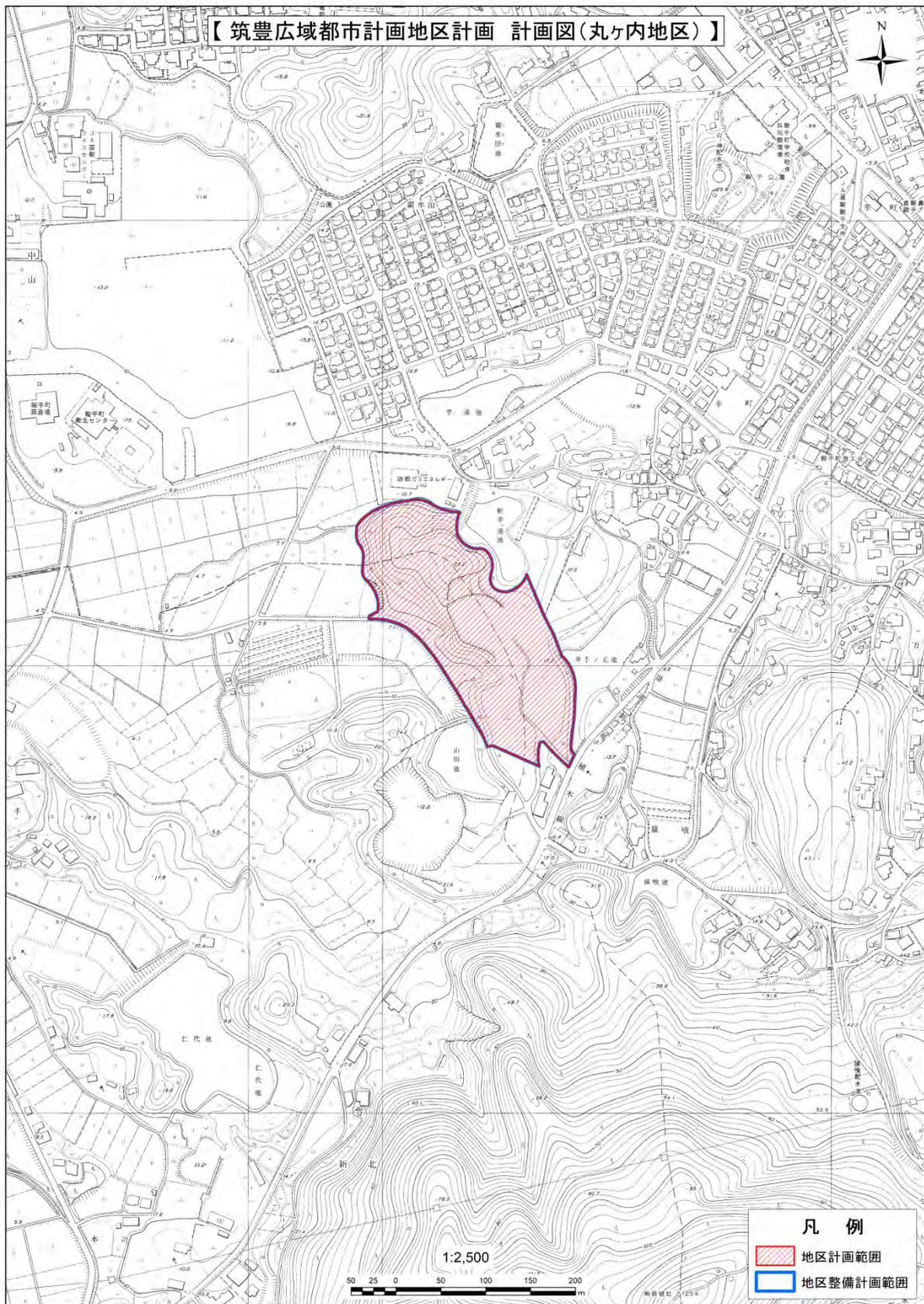
理由

別紙のとおり

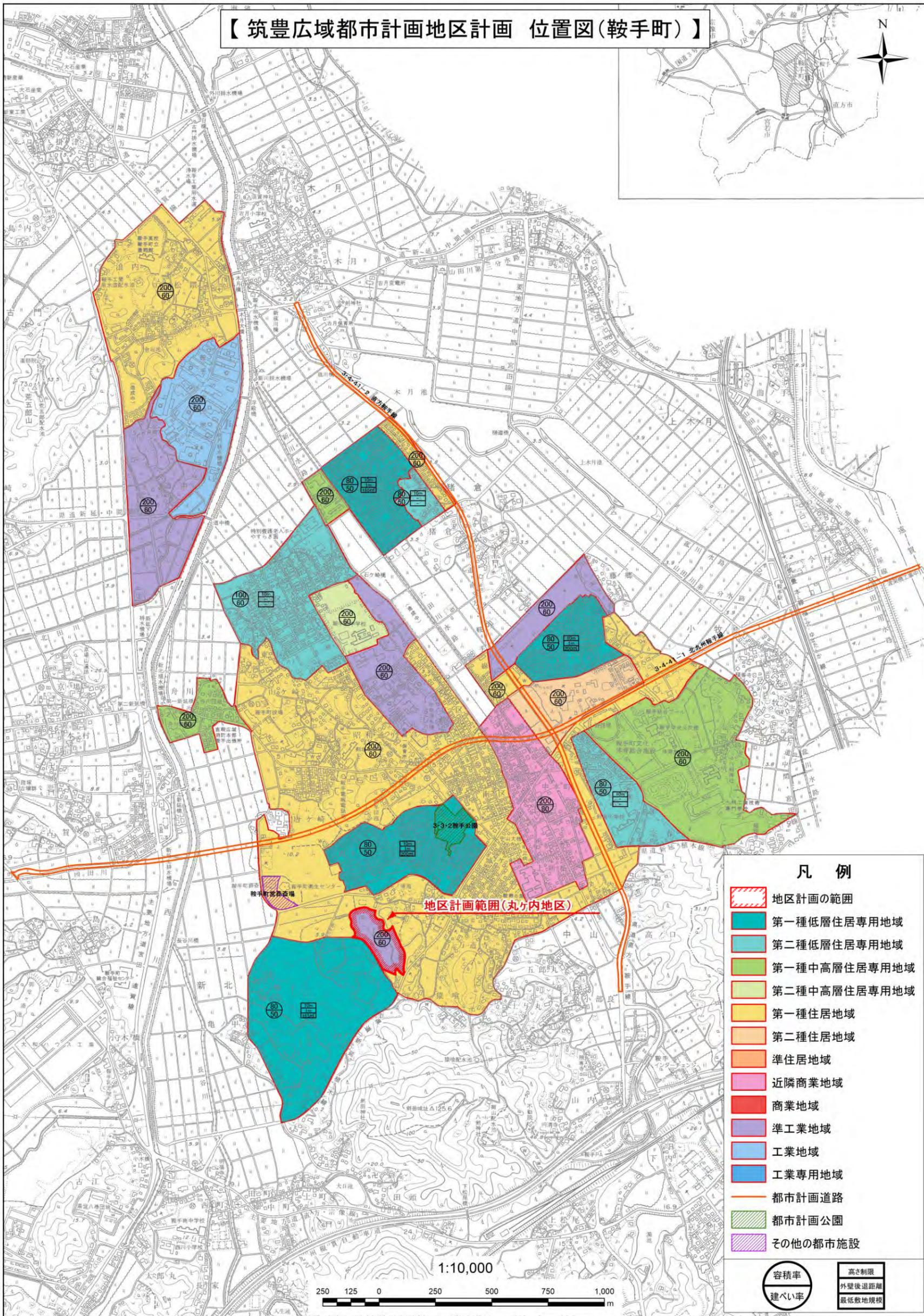
理由書

本地区は、鞍手インターチェンジや北九鞍手夢大橋の供用開始に伴い、周辺市町へのアクセス性が向上した地区である。このような地理的な好条件を生かし、雇用の創出を目的に企業誘致を進めるとともに、周辺の良い環境との調和を図るため、規制を掛ける必要があることから、地区計画を決定するものである。

計画図（丸ヶ内地区）



【筑豊広域都市計画地区計画 位置図(鞍手町)】



凡例

- 地区計画の範囲
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 都市計画道路
- 都市計画公園
- その他の都市施設

<p>容積率</p>	<p>高さ制限</p>
<p>建ぺい率</p>	<p>外壁後退距離 最低敷地規模</p>

1:10,000

